

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び  
委託役務業務の入札参加資格登録をされている皆様へ

平成22年10月13日  
大阪府総務部契約局

### 入札契約業務に係る問合せ等の記録・公表について

本府の発注工事における不正行為を契機として、入札の透明性を確保し不正行為を未然に防止するため、平成12年1月から予定価格を、平成13年9月から最低制限価格等の公表時期を、入札執行前（事前公表）とした制度運用を行ってきました。

しかし、受注競争が激化するなかで、予定価格及び最低制限価格等の事前公表は、公正で適正な競争環境を確保するうえで課題となり、昨年12月から建設コンサルタント業務等の予定価格及び最低制限価格等の事後公表を一部試行しました。

このたび、本年11月以降に公告する土木一式工事（B1ランク以上）の一部についても予定価格等の事後公表の対象とします。

あわせて、入札契約に伴う不正行為に対する備えが必要となりますので、「入札契約業務に係る問い合わせ等への対応に関する要綱」を施行し、入札契約業務に関する問い合わせや要請等について記録し公表することを制度化します。

こうした検証を踏まえ、今後、予定価格を事後公表する対象工事等を拡大していきます。

### 記

#### 1 記録・公表対象

- ・ 予定価格を事後公表する入札案件（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び委託役務業務に係るもの）に関する、事業者、公職者などあらゆる者からの大阪府職員への問い合わせ・要請等のすべてを記録し、公表の対象とします。
- ・ ただし、「大阪府電子調達システム」による質問・回答などについては、上記対象から除きます。

#### 2 記録・公表の方法

- ・ 大阪府職員が問い合わせ・要請等を受けた場合、記録票を作成します。なお、違法又は公正な職務を損なうと判断される場合は、「公正職務執行確保委員会」に通知します。
- ・ 記録票の記載情報は、契約局で1ヶ月分を集計したうえで、ネット上で公表します。

#### 3 施行時期

- ・ 平成22年11月1日以降に公告する案件から実施します。